

第1回 吉野町における一般廃棄物

処理のあり方検討委員会

(資 料)

令和2年6月11日(木)

【目 次】

は じ め に	．．．．．	P 1
1. これまでの検討の経緯について	．．．．．	P 1
2. 委員会のスケジュール及び検討内容について	．．．．．	P 2
3. 委員会期の公開、委員会設置要綱、会議運営等について	．．．	P 3
1) 吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会設置要綱	．．．．．	P 3
2) 吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会の会議の運営に関する定め	．．．	P 5
4. 吉野町のごみ処理の現状について	．．．．．	P 7
1) ごみ処理の流れ	．．．．．	P 7
2) ごみ処理施設の状況	．．．．．	P11
3) ごみの排出量、処理量の実績	．．．．．	P15
4) ごみの排出量の予測	．．．．．	P19
5) 県内での広域化の動き	．．．．．	P20
5. 今後の検討事項（令和3年度以降のごみ処理）について	．．．	P23
1) さくら広域の新施設稼働（令和5年度）までのごみ処理	．．．．．	P23
2) さくら広域の新施設稼働（令和5年度）後のごみ処理	．．．．．	P24

はじめに

吉野町では、今後の安定・継続したごみ適正処理の観点から、現在、ごみ処理行政の大きな転換期を迎えています。

このことから、吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会（以下、「委員会」という。）では、吉野町の現状の把握と考え得る方策を調査・整理したうえで、選択可能な最善の方策を検討し、今後の吉野町にふさわしいごみ処理方針を提案することを目的とします。

1. これまでの検討の経緯について

吉野町におけるこれまでのごみ処理行政の検討経過を表 1 に示す。

吉野町はこれまで吉野広域行政組合の構成自治体として、平成 4 年から吉野三町村クリーンセンターにおいて、川上村、東吉野村とともにごみを処理してきたが、施設の老朽化やさくら広域環境衛生組合（以下、「さくら広域」という。）の設立に向けた動きもあり、平成 29 年 3 月に吉野三町村クリーンセンターでの焼却を停止し、樫原市に可燃物の処理を委託することとなった。

しかし、平成 31 年 1 月に所属していたさくら広域からの脱退を予告し、町単独でごみを処理していくことの検討を進めており、令和元年 10 月には正式脱退に至った。

現在行っている樫原市への可燃物の処理委託は暫定的なものであるため、長期的なスケジュールを勘案すると、今後のごみ処理方針を検討し決定しなければならない時期に差し掛かっている。

このことから、廃棄物処理をめぐる今後の社会情勢、一般廃棄物の発生見込み、住民の要望等を踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分に検討し、長期的視点に立った基本計画を明確にする必要がある。

表 1 ごみ処理行政の検討経過

年 月	内 容
平成 28 年 4 月	さくら広域環境衛生組合(吉野郡内 7 町村)が設立され、新たなごみ処理施設整備に着手
平成 29 年 3 月	吉野三町村クリーンセンター 焼却処理棟を停止
平成 29 年 4 月	樫原市に可燃ごみの処理を委託
平成 31 年 1 月	さくら広域環境衛生組合からの脱退を予告
令和元年度	ごみ処理方針の検討
令和元年 10 月	さくら広域環境衛生組合から正式に脱退

2. 委員会のスケジュール及び検討内容について

委員会の開催スケジュール及び各回の検討内容を表2に示す。

表2 スケジュール及び検討内容

回数	開催時期	検討の内容
第1回	6月11日	1. これまでの検討の経緯について 2. 委員会の公開、委員会設置要綱、会議運営等について 3. 吉野町のごみ処理の現状について 1) ごみ処理の流れ 2) ごみ処理施設の現状 3) ごみの排出量・処理量の実績 4. 今後の検討事項(令和3年度以降のごみ処理)について 1) さくら広域稼働までのごみ処理 2) さくら広域稼働後のごみ処理
第2回	7月～8月	1. 今後のごみ処理方針について① 1) さくら広域稼働までのごみ処理 2) さくら広域稼働後のごみ処理 (民間委託等の検討、施設整備案の検討)
第3回	9月～10月	1. 今後のごみ処理方針について② 1) 前回委員会の意見とりまとめ、継続協議事項のまとめ 2. ごみの発生抑制、減量、リサイクルの推進について 1) 生ごみの削減方策の検討 2) 廃棄物の循環利用、各種リユースの検討
第4回	11月～12月	1. 委員会協議のまとめ 2. 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案)への意見聴取

3. 委員会期の公開、委員会設置要綱、会議運営等について

1) 吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 吉野町における一般廃棄物処理のあり方に関して必要な事項を調査検討するため、吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 委員会の設置期間は、令和3年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 一般廃棄物処理の基本的な方針に関すること。
- (2) その他一般廃棄物処理のあり方に関すること。

(組織)

第4条 委員会は委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域住民の代表者
- (3) 町民から公募した者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、第2条に定める委員会の設置期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期内であっても、委員が前条第2項各号に掲げる要件を欠いたときは、委員を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 委員会は委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第 8 条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼)

第 9 条 委員会に出席した委員及び前条の規定により出席を求めた者で必要があると認められる場合には、謝金を支払うことができる。

2 前項に規定する謝金の額等は町長が別に定める。

(委員の守秘義務)

第 10 条 委員は、職務上知り得た秘密及び事業の適正な遂行に支障をおよぼす恐れのある情報を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、任期が終了した後も同様とする。

(庶務)

第 11 条 委員会の庶務は、暮らし環境整備課 環境対策室にて行う。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の会議の運営、公開、傍聴等に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

2) 吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会の会議の運営に関する定め

(趣旨)

第 1 この定めは、吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第 12 条の規定に基づき、吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第 2 会議は、原則として公開するものとする。ただし、出席委員の過半数が認めたときは、非公開とする。

(会議録)

第 3 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 説明のため出席した者の職並びに氏名
- (4) 会議に付した案件
- (5) 議事の経過

(会議録の公開)

第 4 会議録は原則公開とする。ただし、第 2 において非公開とした場合、委員長は会議録の全部又は一部を非公開にすることができる。

(会議の傍聴)

第 5 会議は、傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められた場合は、会議を公開しないことができる。

2 前項ただし書きの規定により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ委員長が会議に諮り決するものとする。

3 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴人の定員)

第 6 傍聴人の定員は、会議室の広さ等を勘案して委員長が定めるものとする。

2 傍聴席は、一般席と報道関係者席に分けるものとし、委員長はそれぞれの傍聴人の人数を制限することができる。

(傍聴の手続)

第 7 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名を傍聴人受付票（一般用）に記入しなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が報道関係者である場合は、自己の氏名、報道機関名を傍聴人受付票（報道関係者用）に記入しなければならない。

3 傍聴の受付は、委員会 30 分前からとする。

4 傍聴希望者が定員数を超えた場合は、傍聴人受付表順に傍聴人を決定するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第 8 次の各号のいずれかの該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒、その他に危害を加え、又迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼり、ビラ等を携帯している者
- (3) はち巻、腕章（報道関係者である旨を表示する腕章を除く。）たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、録音機、マイク、カメラ、ビデオカメラ等を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器等を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認める者
- (7) 前各号に定める者のほか、会議を妨害する恐れがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第 9 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論等に対し、拍手その他の方法により、公然と可否等を表明しないこと。
- (2) 会議の写真や動画を撮影し、又は録音等をしないこと。
- (3) むやみに席を離れないこと。
- (4) はち巻、腕章などをして示威的行為をしないこと。
- (5) 静かに傍聴し、会議で発言しないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は議事等の進行の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴人への配付資料)

第 10 傍聴人には、傍聴にあたっての守るべき事項、及び会議次第を配付するものとする。
ただし、第 2 により非公開とした場合は、配付しないものとする。

(職員の指示)

第 11 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(違反者に対する処置)

第 12 傍聴人がこの定めに違反したときは、委員長はこれを制止し、命令に従わないときは、退場させることができる。

(補足)

第 13 その他、この定めにない事項が生じたときは、委員長が会議に諮って定めるものとする。

附 則

この定めは、令和 2 年 6 月 11 日から施行する。

4. 吉野町のごみ処理の現状について

1) ごみ処理の流れ

(1) ごみの分別区分

吉野町におけるごみの分別区分を表3に示す。

吉野町では7分別区分（燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、びん、缶類、ペットボトル、古紙）での排出を実施するとともに、吉野三町村クリーンセンターへの持込みも実施している。

燃えるごみ、燃えないごみ、びん、缶類、ペットボトルは、それぞれの指定袋に入れて排出し、粗大ごみは証紙を貼り付けて、古紙はひもで十字に結束してそれぞれ排出することとしている。

表3 ごみの分別区分

ごみの種類	ごみの内容	頻度	排出方法	料金
燃えるごみ	生ごみ類、枝類、落ち葉、プラスチック類、発泡スチロール※、DVD・ビデオ、皮製品、衣類、ゴム類・アルミ類	週2回	指定袋	特大:70円/枚 大:50円/枚 小:30円/枚
燃えないごみ	小型家電製品、ガラス類、陶器・食器類、蛍光灯・電球、刃物類、電池	月1回	指定袋	50円/枚
粗大ごみ	タンス、机、ベッド、自転車、ソファ、畳、ふすま、布団	月1回	証紙貼付	100円/枚
びん	飲料・調味料のびん	月1回	指定袋	50円/枚
缶類	飲料・お菓子の缶、缶詰、スプレー缶	月1回	指定袋	50円/枚
ペットボトル	ペットボトル	月1回	指定袋	50円/枚
古紙	新聞、段ボール、雑誌、紙パック	月1回	ひも十字結束	無料

□持ち込み 63円/10kg

※発泡スチロールを大量に排出する場合は、専用証紙(50円/枚)を貼付して排出

(2) ごみの収集・処理の日程

吉野町では、以下に示す4地域に分けて収集を行っており、その収集日程（基本パターン）を表4に、各施設における搬入日及び処理日程の予定を表5にそれぞれ示す。

A: 上市・橋屋・左曽・六田

B: 竜門・中竜門

C: 吉野山・飯貝・丹治

D: 国栖・中荘

表4 ごみの収集日程（基本パターン）

Aコース(上市・橋屋・左曽・六田)							Bコース(竜門・中竜門)						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1							1
2	3 粗大ごみ	4 燃えるごみ	5 不燃ごみ	6	7 燃えるごみ	8	2	3 粗大ごみ (千股のみ)	4 燃えるごみ	5 不燃ごみ	6 粗大ごみ	7 燃えるごみ	8
9	10 ビン	11 燃えるごみ	12	13	14 燃えるごみ	15	9	10 ビン (千股のみ)	11 燃えるごみ	12	13 ビン	14 燃えるごみ	15
16	17 カン	18 燃えるごみ	19 古紙類	20	21 燃えるごみ	22	16	17 カン (千股のみ)	18 燃えるごみ	19 古紙類	20 カン	21 燃えるごみ	22
23 30	24 ペットボトル	25 燃えるごみ	26	27	28 燃えるごみ	29	23 30	24 ペットボトル (千股のみ)	25 燃えるごみ	26	27 ペットボトル	28 燃えるごみ	29
Cコース(吉野山・飯貝・丹治)							Dコース(国栖・中荘)						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1							1
2	3 燃えるごみ	4 粗大ごみ	5	6 燃えるごみ	7	8	2	3 燃えるごみ	4	5	6 燃えるごみ	7 粗大ごみ	8
9	10 燃えるごみ	11 ビン	12 不燃ごみ	13 燃えるごみ	14	15	9	10 燃えるごみ	11	12 不燃ごみ	13 燃えるごみ	14 ビン	15
16	17 燃えるごみ	18 カン	19	20 燃えるごみ	21	22	16	17 燃えるごみ	18	19	20 燃えるごみ	21 カン	22
23 30	24 燃えるごみ	25 ペットボトル	26 古紙類	27 燃えるごみ	28	29	23 30	24 燃えるごみ	25	26 古紙類	27 燃えるごみ	28 ペットボトル	29

第1回 吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会

表5 施設における搬入日及び処理日程の予定

施設	ごみの種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月				
焼却施設	燃えるごみ			収集 C・D	収集 A・B		収集 C・D	収集 A・B			収集 C・D	収集 A・B		収集 C・D	収集 A・B			収集 C・D	収集 A・B		収集 C・D	収集 A・B			収集 C・D	収集 A・B		収集 C・D	収集 A・B			収集 C・D				
リサイクル施設	カン																	収集 A	収集 C		収集 B	収集 D												赤線: 収集ごみ搬入日 青線: 処理日		
	ビン										収集 A	収集 C		収集 B	収集 D																					
	ペットボトル																								収集 A	収集 C		収集 B	収集 D							
	粗大ごみ			収集 A	収集 C		収集 B	収集 D			【粗大・不燃 同時処理】																									
	不燃物 ＋ 一般持込					収集 A・B							収集 C・D																							
ストックヤード	古紙類																		収集 A・B								収集 C・D									
	小型家電										小型家電は、保管・引き渡しのみで処理は行わない																									
	家電 リサイクル品										家電リサイクル品は、保管・運搬のみで処理は行わない																									

赤線: 収集ごみ搬入日
青線: 処理日

(3) ごみ処理の流れ

吉野町から排出されるごみの処理フローを図1に示す。

燃えるごみについて、収集されるものは委託先である橿原市のクリーンセンターかしはらに搬入され、一部は吉野広域行政組合の吉野三町村クリーンセンターに持ち込まれ、そこからクリーンセンターかしはらに搬入される。

燃えるごみ以外については、吉野三町村クリーンセンターに搬入され、可燃物、不燃残渣、資源物等にそれぞれ分別・処理される。

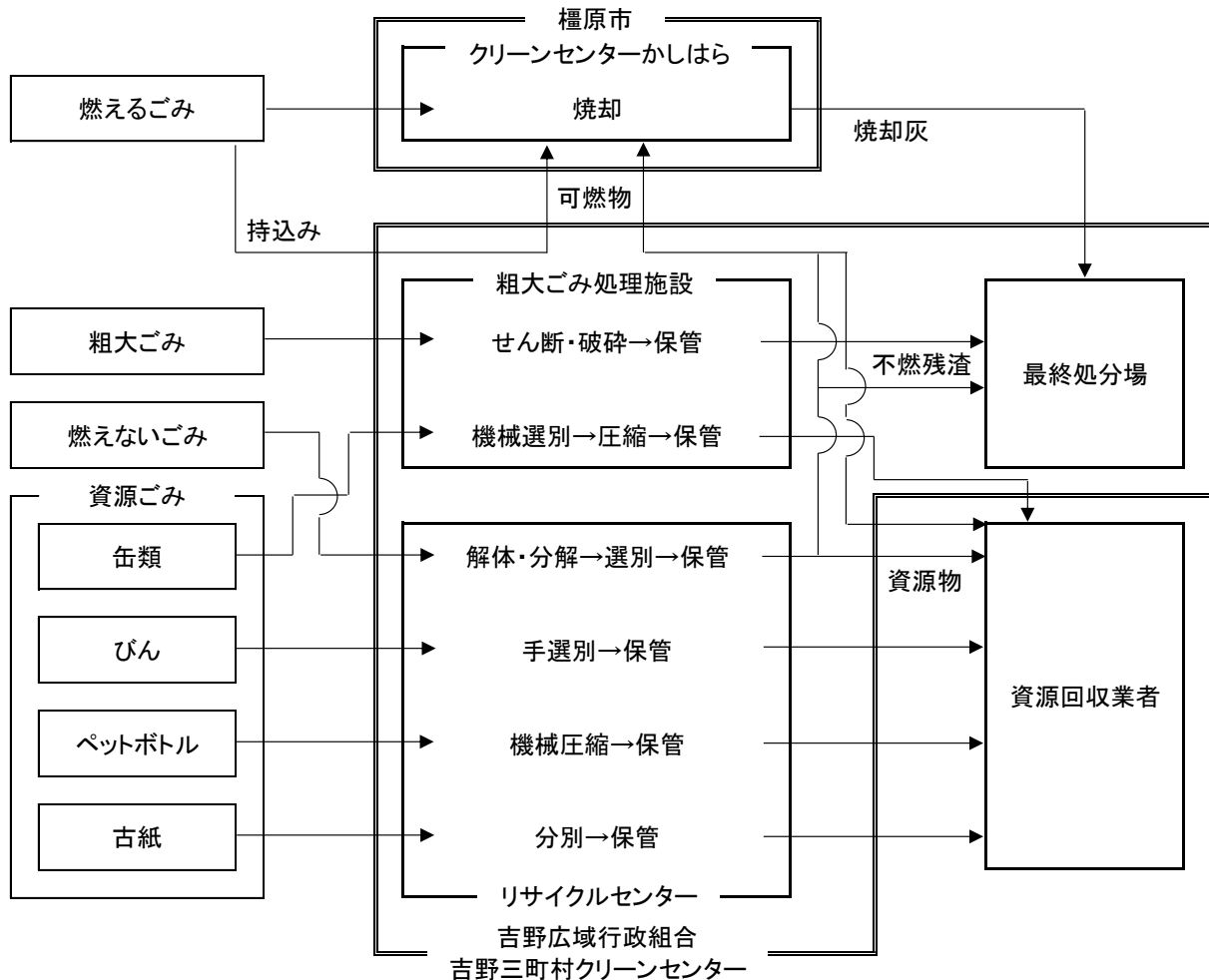


図1 ごみ処理フロー

(4) ごみ処理の組織体制

美吉野環境ステーション(町収集拠点)の組織(令和2年4月1日) 施設対応者 13人

- ◇事務所関係(2人) 課長補佐1、主任1
- ◇収集関係(11人) 技能労務職員10、臨時職員(収集)1
- ◆ステーション収集対応車(パッカー車2t・4台、ダンプ2t・2台、軽トラ1台)
- [その他環境対策室(5人) 主幹1(総括)、主査1、技能労務職員2、臨時職員(収集)1]
- [環境対策室収集対応車(1トン車1台、軽トラ1台)]

吉野三町村クリーンセンター(現在の処理施設)の組織(令和2年4月1日) 施設対応者 14人

- ◇事務所関係(5人) 所長1(組合事務局参事兼務)、係長1、主任2、再任用1
- ◇粗大ごみ、可燃物関係(3人) 係長1、主任2
- ◇不燃物、リサイクル関係(6人) 係長2、主任3、主事1

2) ごみ処理施設の状況

ごみ処理施設の概要を以下に示す。

(1) 焼却処理施設 (処理委託)



表6 焼却処理施設の概要

項 目	内 容
施設名称	クリーンセンターかしはら
所 在 地	奈良県橿原市川西町 1038-2
処理能力	焼却 : 255t/24h (85t × 3炉) 灰溶融 : 80t/24h (40t × 2炉)
余熱利用	発電、場内給湯および場外余熱利用
発電能力	5,000kW (最大)

(2) 粗大ごみ処理施設 (粗大・缶・圧縮・破碎)



表7 粗大ごみ処理施設の概要

項 目	内 容
施設名称	吉野広域行政組合粗大ごみ処理施設
所 在 地	奈良県吉野郡吉野町立野 767-2
敷地面積	約 5,890 m ²
形 式	回転ハンマー及びせん断破碎方式
処理能力	13t/5h
缶の圧縮能力	スチール : 1 ブロック 50kg、0.6t/h アルミ : 1 ブロック 20kg、0.24t/h
稼動年月	平成 5 年 5 月

■ せん断・破碎



■ 缶圧縮 : アルミとスチールを機械選別し、それぞれ圧縮して有価物として売却



(3) リサイクルセンター（不燃物の解体・ビンの色分別・ペットボトルの減容・古紙の分別）

表8 リサイクルセンターの概要

項 目	内 容
施設名称	吉野広域行政組合リサイクルセンター
所 在 地	奈良県吉野郡吉野町立野 767-2
敷地面積	約 5,890 m ²
形 式	—
処理能力	0.3t/h(ペットボトル減容機)
稼動年月	平成 10 年 4 月



■不燃物の解体

- ・家電製品等を分解し、鉄・アルミ・銅は有価物として売却
- ・プラスチック等可燃性ごみは可燃物へ
- ・蛍光灯等危険ごみの分別



■ビンの色分別

- ・茶・白・その他



■ペットボトルの減容

- ・圧縮機によって減容し有価物として売却



■古紙の分別

・段ボール(直接業者引渡):有価物として売却



・新聞(分別してコンテナへ):有価物として売却

・雑誌(分別してコンテナへ):有価物として売却



・紙パック(分別して専用袋へ):有価物として売却



(4) 最終処分施設

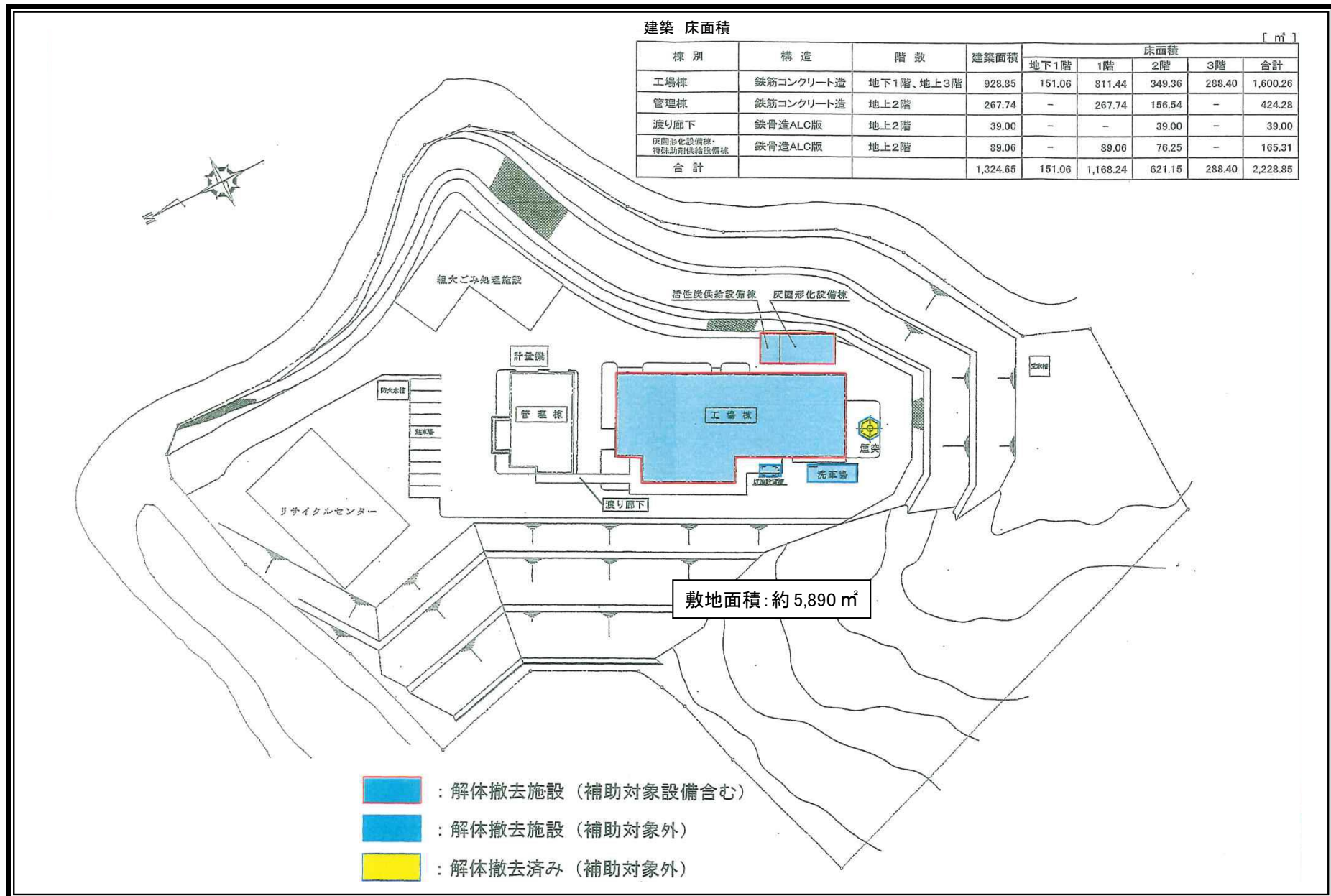


表 9 最終処分施設の概要

項 目	内 容
施設名称	吉野広域行政組合最終処分場
所 在 地	奈良県吉野郡吉野町立野 767-2
埋立面積	12,185 m ²
全体容量	100,000 m ³
残余容量	16,963 m ³
形 式	管理型
稼動年月	昭和 58 年 1 月

第1回 吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会

《施設全体配置図》



3) ごみの排出量、処理量の実績

(1) ごみ排出量の実績

① ごみ排出量の推移

直近 10 年間におけるごみ排出量の推移を表 10 及び図 2 に示す。

ごみ総排出量は減少しながら推移してきたが、令和元年度は不燃ごみと粗大ごみの増加に伴い増加に転じている。この間、人口も減少してきたため、1 人 1 日あたりごみ排出量は概ね横ばいで推移してきたが、令和元年度は大きく増加している。

令和元年度のごみ総排出量は 2,446t/年であり、平成 22 年度と比べると約 18%減少している。

表 10 ごみ排出量の実績の推移

単位:t/年、g/人・日、人

項 目	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年
可燃ごみ	1,914	1,896	1,950	1,960	1,886	1,915	1,879	1,729	1,685	1,686
不燃ごみ	552	471	367	426	365	427	397	404	480	554
粗大ごみ	71	62	66	53	47	47	49	41	42	51
資源ごみ	442	403	336	266	224	213	200	214	169	155
ごみ総排出量	2,979	2,834	2,719	2,705	2,522	2,602	2,525	2,388	2,376	2,446
1 人 1 日あたり	884	864	848	861	830	883	887	865	893	948
人口	9,236	8,961	8,784	8,612	8,329	8,049	7,796	7,565	7,289	7,052

四捨五入により合計が合わない場合がある

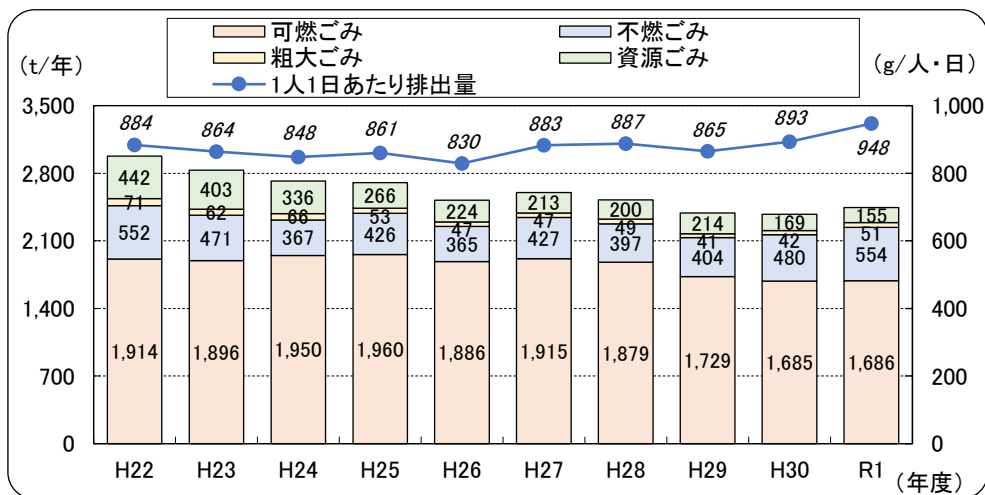


図 2 ごみ排出量の実績の推移

② 令和元年度におけるごみ排出量の実績

令和元年度における可燃ごみ、不燃ごみ・粗大ごみ、資源ごみの排出量の実績を以下に示す。

○ 可燃ごみ

表 11 可燃ごみ排出量の実績

項 目	可燃ごみ排出量 (t/年)	割合
一般収集	1,180	70.0%
特別収集	53	3.1%
一般持込	356	21.1%
事業系	97	5.8%
合 計	1,686	100.0%

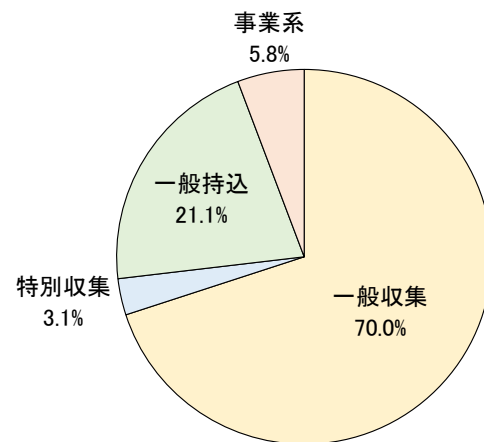


図 3 可燃ごみ排出量の実績

○ 不燃ごみ・粗大ごみ

表 12 不燃ごみ・粗大ごみ排出量

項 目	不燃ごみ排出量 (t/年)	割合
一般収集:不燃	82	13.6%
一般収集:粗大	51	8.4%
一般持込	472	78.0%
合 計	605	100.0%

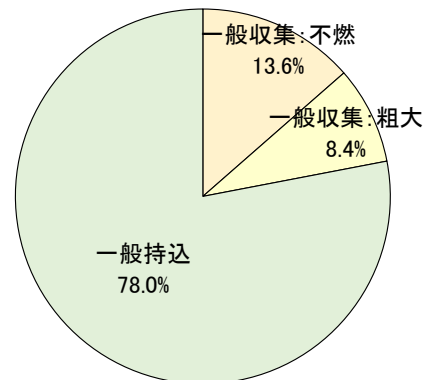


図 4 不燃ごみ・粗大ごみ排出量

○ 資源ごみ

表 13 資源ごみ排出量の実績

項 目	資源ごみ排出量 (t/年)	割合
カン	13	8.4%
ビン	44	28.4%
ペットボトル	6	3.9%
古紙(収集)	73	47.1%
古紙(持込)	19	12.3%
合 計	155	100.0%

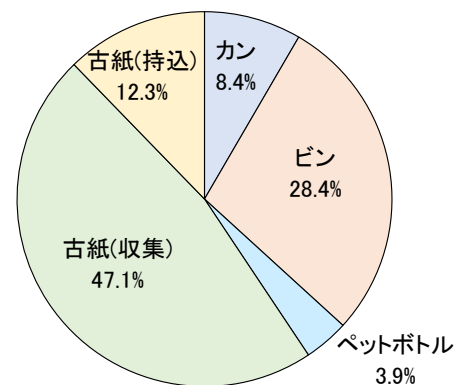


図 5 資源ごみ排出量の実績

(2) ごみ処理量の実績

① 令和元年度におけるごみ処理量の実績

令和元年度におけるごみ処理量（分別後）の実績を表 14 及び図 6 に示す。

リサイクル率（＝リサイクル量／ごみ総排出量）は 12.1%である。

表 14 ごみ処理量（分別後）の実績

項 目	ごみ処理量 (t/年)	割合
焼却処理	1,786	73.0%
リサイクル	295	12.1%
埋立処分・その他	365	14.9%
ごみ総排出量	2,446	100.0%

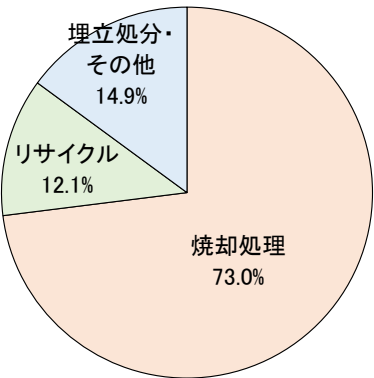


図 6 ごみ処理量の実績

② 令和元年度におけるリサイクル量の実績

令和元年度におけるリサイクル量（分別後）の実績を表 15 及び図 7 に示す。

表 15 リサイクル量（分別後）の実績

項 目	資源搬出量 (t/年)	割合
ビン(茶色)	19	6.3%
ビン(白色)	20	6.8%
ビン(その他)	7	2.4%
新聞	26	8.7%
雑誌	41	13.9%
紙パック	0.1	0.0%
ダンボール	34	11.4%
ペットボトル	3	0.9%
アルミプレス	3	1.1%
鉄プレス	22	7.5%
その他金属	78	26.4%
蛍光灯	2	0.5%
乾電池	3	1.0%
木屑	38	13.0%
合 計	295	100.0%

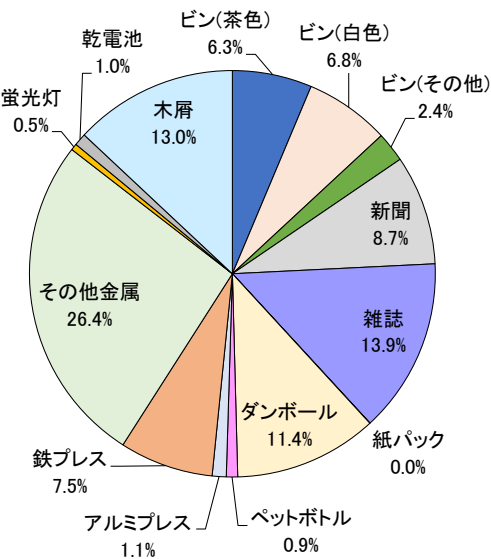


図 7 リサイクル量の実績

四捨五入により合計が合わない

(3) 近隣市町村との比較

奈良県内の近隣市町村との比較を以下に示す。

比較対象市町村は、表 16 に示す 7 市町村（川上村、東吉野村、大淀町、下市町、橿原市、斑鳩町、上牧町）及び奈良県平均とする。

比較する対象は平成 30 年度実績とし、一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）から引用する。

表 16 比較対象市町村

市町村	人口 (人)	ごみ総排出量 (t/年)	1 人 1 日あたり ごみ排出量 (g/人・日)	概 要
吉野町	7,289	2,376	893	
川上村	1,433	418	799	吉野広域行政組合構成自治体
東吉野村	1,802	489	743	〃
大淀町	17,769	5,320	820	近隣町(さくら広域構成自治体)
下市町	5,501	1,110	553	〃
橿原市	122,322	42,451	951	近隣市(可燃ごみ処理委託先)
斑鳩町	28,347	7,544	729	民間業者に処理委託している自治体
上牧町	22,494	7,300	889	〃
奈良県	1,363,288	446,736	898	

① 1 人 1 日あたりごみ排出量の比較

1 人 1 日あたりごみ排出量の比較を図 8 に示す。

吉野町は 893g/人・日であり、最も多いのは橿原市 951g/人・日、最も少ないのは下市町 553g/人・日となっている。

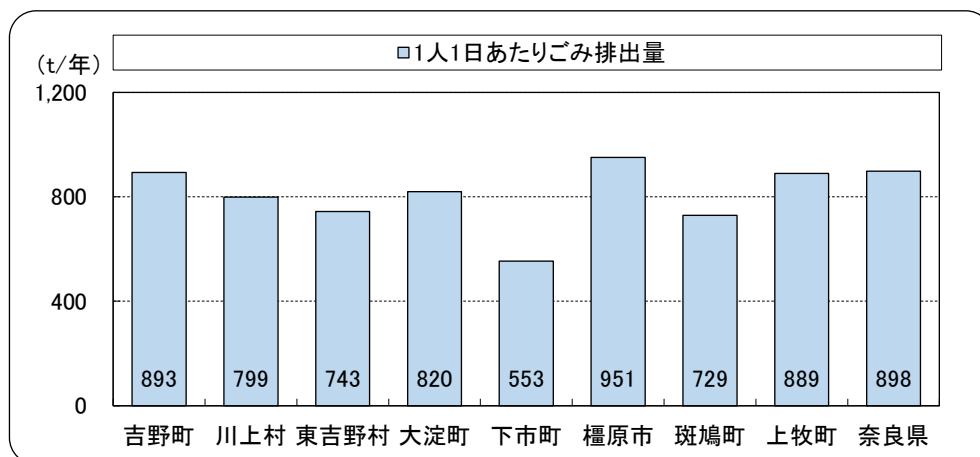


図 8 1 人 1 日あたりごみ排出量の比較

4) ごみの排出量の予測

ごみ排出量の予測を表17及図9に示す。

直近5ヶ年の実績を基に、ごみの種類ごとの傾向を予測し、将来人口も勘案することで将来のごみ排出量を予測する。その結果、ごみ総排出量は、人口減少に伴って減少しながら推移すると予測される。

表17 ごみ排出量の予測

単位:t/年、g/人・日、人

項 目	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	R7 年	R8 年	R9 年	R10 年
可燃ごみ	1,624	1,570	1,518	1,471	1,418	1,370	1,324	1,284	1,237
不燃ごみ	532	548	560	571	576	579	581	583	580
粗大ごみ	49	48	46	45	43	42	40	39	38
資源ごみ	150	139	129	120	112	104	97	91	84
ごみ総排出量	2,355	2,305	2,253	2,207	2,148	2,096	2,043	1,996	1,939
1人1日あたり	947	959	970	980	990	999	1,008	1,016	1,024
人口	6,811	6,586	6,366	6,153	5,947	5,748	5,555	5,370	5,190

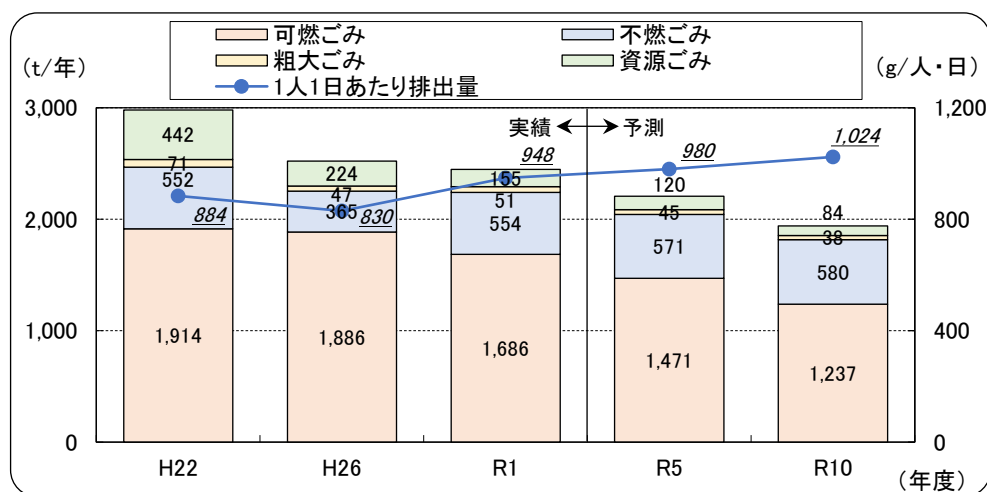


図9 ごみ排出量の予測

5) 県内での広域化の動き

一般廃棄物焼却施設等の概要（処理能力順）を表18に示す。

表18 一般廃棄物焼却施設等の概要（処理能力順） ※経過年数はH28年度末現在

	施設名	構成市町村	設置年	経過年数	処理能力	ごみ処理(焼却)の広域処理等
1	奈良市環境清美工場	奈良市	S57 S60	35 32	120 360	合併(H17.4)月ヶ瀬村、都祁村
2	クリーンセンターかしはら	橿原市	H15	14	255	
3	生駒市清掃センター	生駒市	H3	26	220	
4	天理市環境クリーンセンター	天理市 山添村 川西町 三宅町	S57	35	220	
5	大和郡山市クリーンセンター 清掃センター	大和郡山市	S60	32	180	※基幹改修(H27～29)
6	大和高田市クリーンセンター	大和高田市	S61	31	150	
7	桜井市グリーンパーク	桜井市	H14	15	150	
8	美濃園 (香芝・王寺環境施設組合)	香芝市 王寺町	S57	35	150	
9	やまと広域環境衛生事務組合	五條市 御所市 田原本町	H29	0	120	H29.6 稼動 御所市、五條市、田原本町の3施設統合化
10	葛城市クリーンセンター	葛城市	H29	0	50	
11	三郷町清掃センター	三郷町	H2	27	40	
12	南和広域美化センター	高取町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村	H6	23	40	
13	平群町清掃センター	平群町	H4	25	35	
14	広陵町清掃センター	広陵町	H19	10	35	ごみ燃料化施設
15	河合町清掃工場	河合町	S52	40	30	
16	宇陀クリーンセンター	宇陀市	H9	20	27	合併(H18.1)大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村
17	吉野三町村クリーンセンター (吉野広域行政組合)	吉野町 川上村 東吉野村	H4	25	25	H29.4～ 休止中
18	安堵町環境美化センター	安堵町	H3	26	20	
19	東宇陀クリーンセンター (東宇陀環境衛生組合)	宇陀市 曾爾村 御杖村	H8	21	20	※宇陀市は旧室生村の区分域
20	上牧町塵芥焼却場	上牧町	S46	44	15	H29.6 廃止
21	十津川村衛生センター	十津川村	H4	25	10	
22	明日香村クリーンセンター	明日香村	H14	15	6	
23	上下北山クリーンセンター (上下北山衛生一部事務組合)	上北山村 下北山村	H15	14	5	
計					2,283	

県内での広域化の動きを表19に示す。

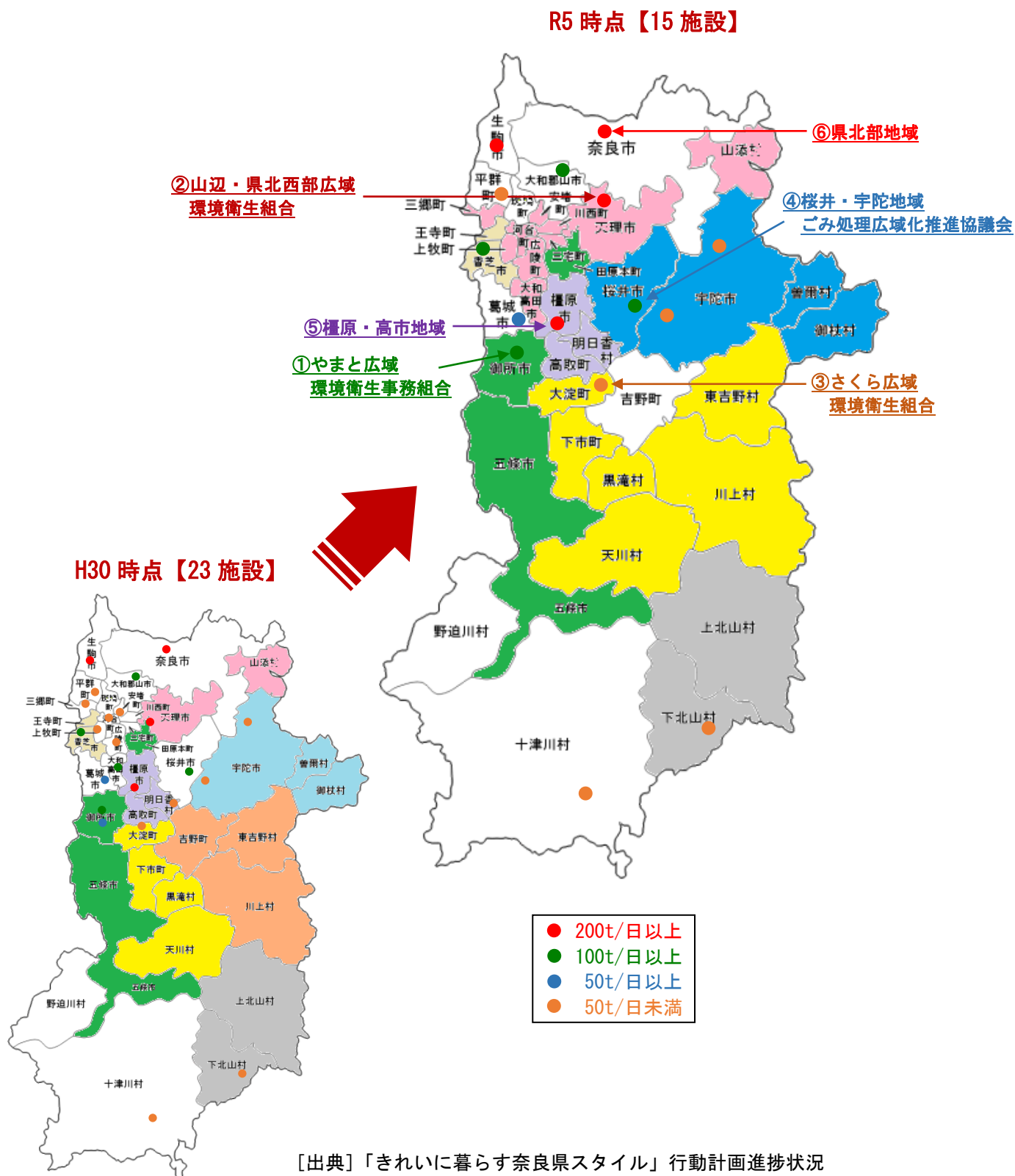
○主な実践例

- ・ 県内4地域で広域化を促進（県奈良モデル補助金による支援）
- ・ 広域・共同処理に併せた「ごみ減量化」及び「効率的なエネルギー回収」の促進

表19 県内での広域化の動き

①やまと広域環境衛生事務組合（平成24年8月設立） ○構成3市町：御所市、田原本町、五條市 ○進捗：平成27年度から施設建設を開始し、平成29年6月竣工
②山辺・県北西部広域環境衛生組合（平成28年4月設立） ○構成10市町村：大和高田市、天理市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、広陵町、河合町 ○進捗：施設整備の基本計画の策定等を終え、平成30年度より基本設計に着手。 令和6年2月の施設稼働を目指す
③さくら広域環境衛生組合（平成28年4月設立） ○構成6町村：大淀町、下市町、黒滝村、天川村、川上村、東吉野村 ○進捗：施設整備の基本計画の策定等を終え、平成30年度より基本設計に着手。 令和5年度の施設稼働を目指す
④桜井・宇陀地域ごみ処理広域化推進協議会（平成28年11月設立） ○構成4市村：桜井市、宇陀市、曽爾村、御杖村 ○進捗：協議会による広域化検討のための専門調査を実施（平成29年度）
⑤橿原・高市地域 ○構成3市町村：橿原市、高取町、明日香村 ○進捗：「一般廃棄物（可燃ごみ）の処理に関する協定書」締結（H30.11）高取町（H31.1～）、明日香村（H31.4～）のごみを橿原市の既存施設で処理
⑥県北部地域 ○構成5市町：奈良市、大和郡山市、生駒市、平群町、斑鳩町 ○進捗：大和郡山市、生駒市、平群町で勉強会開始（H28～）以降、奈良市（H30.2～）、斑鳩町（H30.5～）も勉強会に順次参加。 広域化のメリットや課題をまとめた中間報告書を作成（H30.12）

《県内市町村図》



5. 今後の検討事項(令和3年度以降のごみ処理)について

存置している吉野三町村クリーンセンターの焼却処理棟は、今後解体撤去を進めることとなり、現在稼働している粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターを含めた敷地面積は約5,890㎡となる。この跡地の利用を検討することは有意義であり、その場合は吉野広域行政組合と協議していく。

1) さくら広域の新施設稼働（令和5年度）までのごみ処理

吉野三町村での処理が前提となるため、構成自治体である川上村、東吉野村と協議を進めていくとともに、現在、可燃ごみ処理を委託している橿原市とも引き続き協議を進める。

2) さくら広域の新施設稼働（令和5年度）後のごみ処理

川上村、東吉野村のさくら広域での処理移行に伴い、吉野町は単独でのごみ処理となるため、現在、処理工程の違う可燃ごみとそれ以外のごみ（不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）について、それぞれの処理を検討する。

(1) ごみ処理の方法

可燃ごみ、不燃・粗大・資源ごみの処理について、これまでの検討も踏まえて考えうる（検討すべき）方法を、表20及び表21にそれぞれ示す。

表20 可燃ごみ処理の方法

項 目	内 容
1-1.町単独での新施設整備 (ごみ焼却処理設備)	町単独でごみ焼却処理施設(可燃ごみを熱分解(焼却)して無機物に還元することで、無害化・減容化する施設)を整備し運営する方法
1-2.町単独での新施設整備 (トンネルコンポスト施設)	町単独でトンネルコンポスト施設(ごみを破碎・混合及び発酵・乾燥し、固形燃料原料を得る施設)を整備し運営する方法
2-1.処理委託 (民間処理業者(県外))	パッカー車で収集されたごみを、中継施設で大型車に積み替えて、県外の民間処理業者が保有するごみ焼却施設へ運び、中間処理以降を委託する方法
2-2.処理委託 (他自治体)	パッカー車で収集されたごみを、中継施設で大型車に積み替えて、周辺自治体が保有するごみ焼却施設へ運び、中間処理以降を委託する方法
3.新たな広域・共同処理の検討	将来的な広域再編を見据えた関係市町村との協議・検討を開始する

表21 不燃・粗大・資源ごみ処理の方法

項 目	内 容
直営で処理	リサイクル施設を設置し、そこで処理する方法
民間処理業者へ委託	ストックヤードを設置し、そこから委託先の施設へ運び処理する方法
直営及び一部民間委託	品目により、一部を民間業者へ委託する方法

(2) ごみ処理方法の比較項目

可燃ごみの処理方法について、検討する比較項目を表 22 に示す。

表 22 可燃ごみの処理方法の比較項目

比較項目	比較内容	着眼点
環境的側面	・温室効果ガス排出量 ・ダイオキシン類等の影響	地球温暖化対策として施設稼働に伴う温室効果ガス排出量を抑えることが重要であり、環境に与える影響が少ない処理方法が望ましい。
経済的側面	・初期投資の費用 ・運営管理の費用	財政負担の軽減を図るため、施設建設費等の初期投資額と、施設を運営していくための費用を算出し、より少ない処理方法が望ましい。
実現可能性	・住民の理解 ・関係機関との調整	住民の理解や関係機関との調整等も含め、事業をスムーズに進めることができる処理方法が望ましい。

(3) ごみ処理方法の比較検討

可燃ごみの処理方法について、表 22 に示す項目の着眼点に沿って定性的に比較したものを表 23 に、そのうちの経済的側面について特に比較したものを表 24 に示す。

表 23 可燃ごみ処理方法の比較検討①

項目		1.町単独での新施設整備		2.処理委託		※参考 民間事業者による町内での処理 (産業廃棄物＋一般廃棄物)
		1-1.ごみ焼却処理施設	1-2.トンネルコンポスト施設	2-1.民間処理業者(県外)	2-2.他自治体	
環境的側面		焼却処理に伴うダイオキシン類等の有害物質や温室効果ガスの排出による環境負荷が考えられる	ごみを焼却することなくリサイクル・減容化できるので、ごみ焼却処理施設より影響は小さい	施設稼働による直接的な環境負荷は少ない(委託先施設稼働に伴う間接的な環境負荷はある)	施設稼働による直接的な環境負荷は少ない(委託先施設稼働に伴う間接的な環境負荷はある)	町内で処理する場合、焼却処理に伴うダイオキシン類等の有害物質や温室効果ガスの排出による環境負荷が考えられる
経済的側面	初期投資	施設建設費(交付金なし)が割高となる	施設建設費は交付金を見込むことができる	中継施設建設費が必要となる	将来的な広域再編を見据えた場合は、中継施設の建設を想定する	町が負担する施設整備費はない
	運営管理	施設運営費が割高となる	・可燃施設運営について、処理委託が必要となる ・別途、可燃以外の施設運営費が必要となる	可燃処理委託費と可燃以外の施設運営費が必要となる	可燃処理委託費と可燃以外の施設運営費が必要となる	・可燃処理委託費について、民間事業者との交渉が期待できる ・別途、可燃以外の施設運営費が必要となる
実現可能性		町内で焼却施設を建設することについて、住民の理解を得ることは難しい	・実績が少なく、理解を得るのが難しい ・小規模施設のため、処理委託費が割高となる	・中継施設の建設は必要だが、スケジュール的に実現可能性は高い ・あくまで暫定的な措置であり、恒久的な依頼はできない	あくまで暫定的な措置であり、恒久的な依頼はできない	・実績が少なく、住民の理解を得ることが難しい ・積極的に参加する事業者が非常に少ない
課題等		・新建設用地の確保 ・処理単価(運営経費)が割高(直営、委託とも) ・別途、不燃・粗大・資源ごみ処理施設が必要(現有施設の整理を含めた3町村協議が必要)	・新建設用地の確保 ・現クリーンセンター利用の場合、別途造成工事必要 ・生成物の利用先の確保 ・別途、不燃・粗大・資源ごみ処理施設が必要(現有施設の整理を含めた3町村協議が必要)	・中継施設建設場所の確保 ・処理委託単価の高騰懸念 ・可燃ごみ以外の処理委託検討 ・別途、不燃・粗大・資源ごみ処理施設が必要(現有施設の整理を含めた3町村協議が必要)	・中継施設建設場所の確保 ・関係自治体との協議が必要 ・別途、不燃・粗大・資源ごみ処理施設が必要(現有施設の整理を含めた3町村協議が必要) ・他の自治体に継続委託するためには、別途イニシャルコストの負担、関係協議、地元自治会等の承認等が条件として想定される	・関係地域・町・県との事前協議が必要 ・新建設用地の確保 ・事業に参加する民間事業者の確保 ・別途、不燃・粗大・資源ごみ処理施設が必要(現有施設の整理を含めた3町村協議が必要)
備考		ごみの広域・共同処理の流れに逆行する	実績：香川県三豊市	実績：斑鳩町・上牧町 町所有のごみ積み替え施設を経由し、三重中央開発㈱に搬入	現在、橿原市に搬入 (期限付きの委託)	

表 24 可燃ごみ処理方法の比較検討②

単位:千円

項 目		1.町単独での新施設整備		2.処理委託		※参考 広域処理の試算	備 考
		1-1.ごみ焼却処理施設	1-2.トンネルコンポスト施設	2-1.民間処理業者(県外)	2-2.他自治体		
施設整備 初期投資額	建設工事費(概算)	1,800,000	1,225,000	250,000	◇ 他の自治体への処理委託は、相互扶助の観点から、特別に臨時的な対応依頼要請に応じて頂けるもので、恒久的な委託依頼は出来ない。	27,000,000	◇クリーンセンターの敷地を使用する場合は、吉野広域行政組合との協議が必要。 (施設解体、財産処分等の協議)
		(300,000千円/t×6t/日) (年間処理量 1,500tで推定) ※可燃ごみの処理施設	(年間処理量 1,500tで推定) ※可燃ごみの処理施設	(年間処理量 1,500tで推定) ※可燃ごみの処理施設		(焼却200t/日、リサイクル70t/日) (吉野町ごみ量5%と仮定) ※可燃・不燃・資源ごみの施設	
	町当初負担額	1,800,000	1,225,000	250,000	◇ 中継施設整備の場合は、左記の民間処理委託(県外)と同額の建設工事費が必要となる。	1,350,000	
	補助金		△ 396,302			△ 69,110	
	交付税算入	△ 1,260,000	△ 579,950	△ 175,000		△ 823,193	
	町実質負担額①	540,000	248,748	75,000		457,697	
	稼働までのその他経費②	50,000	50,000	50,000		60,000	
	初期費用総額 合計(①+②) A	590,000	298,748	125,000	125,000	517,697	
施設運営経費	施設稼働後の 運営経費 (20年) B	ごみ処理運営経費	ごみ処理運営経費	ごみ処理運営経費	ごみ処理運営経費	ごみ処理運営経費	◇すべてのごみ処理経費(可燃・不燃・粗大・資源ごみの処理経費)
		3,000,000	3,130,000	2,780,000	2,230,000	1,460,000	
		150,000千円/年	156,500千円/年	139,000千円/年	111,500千円/年	73,000千円/年	
		・100,000千円(通常経費)	・91,500千円(可燃処理委託)	・74,000千円(可燃委託年額)	・46,500千円(可燃委託年額)	・1,460,000千円×(吉野町5%)	
		・50,000千円(人件費7人)	・65,000千円(その他処理経費)	・65,000千円(その他処理経費)	・65,000千円(その他処理経費)		

◇ 20年間吉野町負担経費総額(試算)

初期費用総額 A	590,000	298,748	125,000	125,000	517,697	◇ 詳細条件の設定が困難なことから、負担経費は、あくまでも概算金額の試算資料である。
ごみ処理運営経費 (20年) B	3,000,000	3,130,000	2,780,000	2,230,000	1,460,000	
	(年/150,000千円×20年)	(年/156,500千円×20年)	(年/139,000千円×20年)	(年/111,500千円×20年)	(年/73,000千円×20年)	
起債償還利子金利 負担(30年償還) C	127,800	59,003	17,800	17,800	91,199	
負担合計 (A+B+C)	3,717,800	3,487,751	2,922,800	2,372,800	2,068,896	

※ 表示されている金額は、あくまで概算ですので、参考としてください。